

公立大学法人神戸市看護大学在外研究員規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

2025年3月31日

公立大学法人神戸市看護大学理事長 北 徹

公立大学法人神戸市看護大学規程第62号

公立大学法人神戸市看護大学在外研究員規程（2019年4月1日規程第104号）の一部を改正する規程（2024年12月24日規程第38号）の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

(改正前)		(改正後)	
(改正前)	(改正後)	(改正前)	(改正後)
<p>(国外において研究を行う期間)</p> <p>第4条 国外において研究を行う期間（以下「在外研究期間」という。）は、2か月以上1年以内の在外研究の目的を達成するために適した期間とする。</p> <p>2 略</p> <p>（在外研究の候補者の決定等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2 理事長は、前項の規定に基づき申出があった場合は、公立大学法人神戸市看護大学<u>運営調整会議</u>（以下「<u>運営調整会議</u>」という。）の意見を聴き、在外研究申請候補者を決定する。</p> <p>3 略</p> <p>（在外研究員の選考及び決定）</p> <p>第6条 理事長は、前条第2項の規定に基づき申請した者のうちから、<u>運営調整会議</u>及び公立大学法人神戸市看護大学教育研究審議会の意見を聴き、在外研究員を決定する。</p>		<p>(国外において研究を行う期間)</p> <p>第4条 国外において研究を行う期間（以下「在外研究期間」という。）は、<u>2か月以上1年以内</u>の在外研究の目的を達成するために適した期間とする。</p> <p>2 略</p> <p>（在外研究の候補者の決定等）</p> <p>第5条 略</p> <p>2</p> <p><u>運営評議会</u> <u>運</u> <u>営評議会</u></p> <p>3 略</p> <p>（在外研究員の選考及び決定）</p> <p>第6条</p> <p><u>運</u> <u>営評議会</u> <u>会</u></p>	<p><u>1年以</u> <u>内</u></p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。